






原 設 計	場 長	副場長	担当係長	調 査	設 計
					

変 更	場 長	副場長	担当係長	調 査	設 計

照 合

電力調達設計書 (原)

事業コード	-	原契約	第 号
請求番号	700009		平成 年 月 日
平成 31 年度	科 目 配水費 動力費 電力料		
名 称	泉尾配水場で使用する電気		
履 行 期 間	平成31年4月1日 ~ 平成32年3月31日		
場 所	大阪市大正区泉尾4丁目21番 (泉尾公園内)		
概 要	泉尾配水場で使用する電気	1,601,200	kWh
担当課 (所・場)	工務部 柴島浄水場 運転担当		

契約方式	定額	精算	総価
説 明	設 計	現 場	
変 更	金 額	期 限	

--

注 () 内は内数で、消費税及び地方消費税相当額である。

種 別	金 額	摘 要
電 気 料 金	円 ()	
計	円 ()	

(回)

区 分	金 額	期 限
原 契 約	円 ()	平 成 年 月 日
変 更	円 ()	平 成 年 月 日
増・減 (▲)	円 ()	平 成 年 月 日
受託者		

備 考				
添 付 書 類	仕様書 10枚	支給材料 明細書	図面	設計書 (続)

特記仕様書

1. 水安全方針の周知徹底について

本業務の履行に際し、**別紙-1**で定める水安全方針について、関係者に周知徹底しなければならない。

2. 暴力団等の排除に関する特記仕様については、**別紙-2**のとおりとし、誓約書の提出様式につ

いては**別紙-3**を参照のこと。

3. 職員等の公正な職務の執行の確保について次のとおりとする。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

(違法又は不適正な要求の報告)

第3条 受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

(調査の協力)

第4条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第5条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第6条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

水安全方針

基本理念

私たちは、水道のプロフェッショナルとして高水準の安全・品質管理技術で、お客さまに信頼していただける水道づくりを目指します。

基本方針

1. 安心・安全・安定の提供

より安全でおいしい水道水を安定して供給することを目指します。

2. お客さまとのコミュニケーションの充実

お客さまに水道水の安全・品質に関する情報を提供するとともに、お客さまのご要望・ご意見を水道事業へ反映します。

3. 確実な技術継承

蓄積してきた安全・品質管理技術及びノウハウを次世代へ確実に継承します。

4. 法規制等の遵守

関連する法規制はもとより、水道水の安全・品質管理に係る要求事項を遵守します。

5. 継続的な改善

各時代の要請に応じた目標を設定し、その達成に向けて、継続的にマネジメントシステムを改善します。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

平成 年 月 日

大阪市水道局長

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

契約の相手方：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

電力調達仕様書

1. 概要

- (1) 対象建物 大阪市水道局 泉尾配水場
- (2) 需要場所 大阪市大正区泉尾4丁目21番(泉尾公園内)
- (3) 業種及び用途 上水道業 配水ポンプ場

2. 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- ア 電気方式 交流3相3線式
- イ 標準電圧 6kV
- ウ 計量電圧 6kV
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 常時・予備2回線受電
- カ 発電設備

(ア) 施設運転用自家発電設備

- ・定格出力 625kVA
- ・台数 1台
- ・用途 非常用
- ・定格電圧 440V
- ・系統連系の有無 有(復電時における瞬時並列時)

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

(ア) 予定契約電力(常時) 別紙4・5のとおり

(イ) 予定契約電力(予備) 別紙4・5のとおり

イ 各月の電力使用計画及び実績(30分最大需要電力、使用電力量)は別紙4・5のとおり

(3) 契約使用期間

平成31年4月1日0時から平成32年3月31日24時までとし、使用開始までの間に、必要に応じ接続供給に必要な工事を行うこと。

(4) 需給地点

需要場所構内の高圧架空引込第1柱上に、水道局が施設した気中開閉器の電源接続側

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

(7) 検針日及び計量

各月の計量日は、受注者との協議により予め定めた日によるものとする。計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとし、計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

なお、電力量料金単価の区分は、下記のとおりとする。

区分1 重負荷（別紙5（注1）とする）

区分2 昼間（別紙5（注2）とする）

区分3 夜間（別紙5（注3）とする）

(10) 力率

ア 受注者は契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引及び力率割増しを行うことができるものとする。

なお、力率は応札額に含めるものとし、別紙4・5の力率により算定すること。

イ 当施設においては、力率の保持のため力率調整を行っており、契約期間における予定力率は別紙4・5のとおりである。

(11) 燃料費調整

燃料費の調整を行う場合、算定時に有効な関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）によるものとする。

なお、燃料費調整は応札額に含めないものとする。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、応札額に含めないものとする。

(13) 精算金

契約期間内に契約電力を減少しようとする場合、受注者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

(14) 支払方法

受注者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、大阪市水道局は、請求後30日以内に、その代金を支払うものとする。

(15) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

以上

各月の電力使用計画及び実績

平成 31 年度

泉尾配水場

各月の電力使用計画

	常時契約電力 (kW)	30分間最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
4月	344	280	124,900	100
5月	344	297	129,800	100
6月	344	305	132,000	100
7月	344	313	150,600	100
8月	344	344	155,700	100
9月	344	309	140,100	100
10月	344	299	134,700	100
11月	344	284	125,500	100
12月	344	299	130,800	100
1月	344	310	127,900	100
2月	344	315	118,400	100
3月	344	338	130,800	100
予想合計	—	—	1,601,200	—

電力使用実績

	常時契約電力 (kW)	30分間最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
平成29年10月	337	299	136,379	100
平成29年11月	337	284	124,790	99
平成29年12月	337	299	133,829	99
平成30年1月	337	310	133,161	99
平成30年2月	337	315	123,361	99
平成30年3月	338	338	134,362	99
平成30年4月	338	280	126,045	99
平成30年5月	338	297	130,698	99
平成30年6月	338	305	132,300	100
平成30年7月	338	313	149,652	100
平成30年8月	344	344	155,779	100
平成30年9月	344	309	143,001	100

年間の電気使用計画書

平成 31 年度

	常時 契約電力 (kW)	力率 (%)	自家補 契約電力 (kW)	予備線 契約電力 (kW)	予備源 契約電力 (kW)	常時使用電力量 (kWh)		
						重負荷 (注1)	昼間 (注2)	夜間 (注3)
4月	344	100	-	344	-		64,900	60,000
5月	344	100	-	344	-		67,700	62,100
6月	344	100	-	344	-		73,800	58,200
7月	344	100	-	344	-	36,800	44,500	69,300
8月	344	100	-	344	-	39,900	48,200	67,600
9月	344	100	-	344	-	33,300	40,900	65,900
10月	344	100	-	344	-		73,800	60,900
11月	344	100	-	344	-		68,700	56,800
12月	344	100	-	344	-		69,500	61,300
1月	344	100	-	344	-		65,700	62,200
2月	344	100	-	344	-		67,300	51,100
3月	344	100	-	344	-		75,600	55,200
合計	-	-	-	-	-	110,000	760,600	730,600

(注1) 重負荷とは、7月1日から9月30日の毎日10時から17時までの時間。ただし、下記「休日等」に定める日の該当する時間を除く

(注2) 昼間とは、毎日8時から22時までの時間。ただし、重負荷及び下記「休日等」に定める日の該当する時間を除く

(注3) 夜間とは、重負荷及び昼間以外の時間

「休日等」とは、日曜日、「国民の祝日」に規定する休日、及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、

12月30日、12月31日